

平成23年9月  
総務省

## パーソナル無線に関する重要なお知らせ

# パーソナル無線の免許の有効期間が 10年から短縮されました。

今般、電波法の一部を改正する法律が平成23年8月31日に施行されました。

この改正により、パーソナル無線の免許（新規の免許と再免許）の有効期間が10年から5年になりました。[\*]

なお、平成23年8月30日以前に免許を受けているパーソナル無線の免許の有効期間は、免許状に記載のとおり10年です。

ご不明な点などありましたら、以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

【\*】総務省では、パーソナル無線の無線局数の減少等を踏まえ、現在のパーソナル無線の使用期限（平成34年11月30日）を見直し、最終使用期限を平成27年11月30日とする手続を進めております。このため、同日を使用期限とすることが確定した後は、パーソナル無線の使用期限は平成27年11月30日までとなります。



**【お問い合わせ先】**

※お近くの総合通信局等のパーソナル無線担当課へお問い合わせ願います。

北海道総合通信局無線通信部陸上課

(管轄区域：北海道)

011-709-2311 (内線4657)

東北総合通信局無線通信部陸上課

(管轄区域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)

022-221-0679

関東総合通信局無線通信部陸上第三課

(管轄区域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)

03-6238-1781

信越総合通信局無線通信部陸上課

(管轄区域：新潟、長野)

026-234-9944

北陸総合通信局無線通信部陸上課

(管轄区域：富山、石川、福井)

076-233-4482

東海総合通信局無線通信部陸上課

(管轄区域：岐阜、静岡、愛知、三重)

052-971-9221

近畿総合通信局無線通信部陸上第三課

(管轄区域：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

06-6942-8561

中国総合通信局無線通信部陸上課

(管轄区域：鳥取、島根、岡山、広島、山口)

082-222-3370

四国総合通信局無線通信部陸上課

(管轄区域：徳島、香川、愛媛、高知)

089-936-5035

九州総合通信局無線通信部陸上課

(管轄区域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)

096-326-7860

沖縄総合通信事務所無線通信課

(管轄区域：沖縄)

098-865-2306